

月報私学

2025

6

VOL.330



創立120周年を迎えた金城学園は、設置校の遊学館高校に定員120名の4階建て学生寮「遊正寮」を新設しました。寮には、硬式野球部、サッカー部、卓球部及び駅伝部の男子生徒が生活しています。「遊正寮」の名称は、金城学園の建学の精神である「遊学の精神の涵養」の「遊」と、加賀八家の本多正信の「正」に由来しています。

写真提供 学校法人金城学園 遊学館高等学校（石川県金沢市）

CONTENTS

● 就任のあいさつ	2
● 令和7年度 私学事業団の事業計画と予算	4
● 令和7年度 私学経営情報センターが行うサービスのご案内	7
● 基本ポートフォリオ等を見直しました	8
● 標準報酬月額の定時決定	10
● 標準報酬月額の改定が必要なとき	11
● 進めよう！健康経営® Vol.3 大規模法人の健康経営/学校法人リズム学園の取り組み事例／特定健康診査にかかる健診結果データ等のQ&A	12
● 雇用保険給付制限期間中の被扶養者認定申請をした人へ／加入者貸付の申し込み手続き	13
● INFORMATION	14
● 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内	16

就任のあいさつ



理事 江崎 典宏

このたび、令和7年4月1日付けで
日本私立学校振興・共済事業団の理事
に着任し、企画・総務を担当すること

では他省庁や教育委員会、国立大学、独立行政法人で現場も含め幅広く経験をさせていただきました。

このたび、令和7年4月1日付けで日本私立学校振興・共済事業団の理事を拝命し、経営情報・助成を担当することとなりました。

前身の日本私学振興財團を含めこれまで本事業団で助成業務に38年間携わって参りました。その経験を活かし、甚だ微力ではございますが、私立学校の振興のために全力を尽くす所存でございます。皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願ひ申しつ

さて、先頃中央教育審議会において、「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）」が取りまとめられました。この答申では、我が国の「知の総和」

こうした中で、私立学校を設置する学校法人は、高い自主性と公共性を有する私学の価値と役割を再認識し、社会と時代の変化に適切に対応するため、さらに卓越した私学の価値と役割を再構築する時を迎えていきます。

理事 吉田秀樹

A formal portrait of Dr. Ng Yiu-sing, a middle-aged man with grey hair, wearing a dark suit, white shirt, and patterned tie.

高等教育を享受できるよう社会的に適切な規模の高等教育機会を供給し、地理的・社会経済的な観点からのアクセス確保によって高等教育の機会均等の実現を図ることが必要とされています。

また、4月から施行された私立学校法の改正は、私立学校や学校法人が社会の信頼を得てより一層の発展をするため、社会の要請に応え得る実効性の伴うガバナンス改革を推進することを目的としています。

こうした中で、私立学校を設置する学校法人は、高い自主性と公共性を有する私学の価値と役割を再認識し、社会と時代の変化に適切に対応するため、さらに卓越した私学の価値と役割を再構築する時を迎えて います。

私自身のことを申し上げれば、平成2年に文部省に入省し、暫定的な配置の後、私学部私学行政課に配属されました。ここで私立学校制度全般の調整や税制、設置認可制度など国における私学行政を経験しました。35年ほど前のことですが、入省して初めて本格的に仕事をした分野でしたので印象が強く残っています。それ以来直接私立学校の仕事をしてはいませんが、省内では生涯学習、留学生交流、教科書、文化、スポーツ、科学技術・学術、省外

社会の複雑化は日々進んでいます。このような時代に普遍的な力と柔軟性を生み出す力を子供たちが身に付けるためにも教育の重要性は不变であり、個性や多様性豊かな私立学校に対する期待も一層大きくなっています。将来を担う若者たちのために私立学校がますます輝くようになります。経験を生かしながら尽力して参りますので、ご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

て、「我が国の「知の総和」向上の未発達像（高等教育システムの再構築）（答申）」が取りまとめられました。

この答申では、我が国の「知の総和」の向上を高等教育が目指す姿と掲げ、高等教育政策の目的として「質」の向上、「規模」の適正化、「アクセス」確保の三つを設定しており、今後の高等教育政策の方向性と具体的方策が示されています。

「知の総和」の向上のためには、教育研究の質を上げ、意欲ある全ての人があれ

する私学の価値と役割を再認識し、社会と時代の変化に適切に対応するため、さらに卓越した私学の価値と役割を再構築する時を迎えていました。

さらに人口減少に伴う学生の確保が困難となるなど、私学の経営・教育環境が大きく変化する厳しい状況の中で、頑張る私立学校の皆様のお力になれるよう、私学の皆様を支える組織の一員として尽力して参りたいと思いますので、重ねてご支援を賜りますようお願い申し上げます。

このたび、日本私立学校振興・共済事業団の理事を拝命し、融資を担当させていただきました。

「長期、低利・固定金利」の安定的な資金の提供を通じ、私学の更なる振興に貢献できるよう努めて参ります。

校舎や附属病院の整備などご検討の際は、ぜひともご相談くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

新たな職務にあたり身が引き締まる思いですが、学校運営に携わることに嬉しさも感じております。

私は、高校教員の父と保育園に勤める母のもと、多くの教職員の皆様に囲まれて育ちました。

57年前、郷里を襲った十勝沖地震で我が家は全焼、同僚の方々に手厚いご支援を受け、生活を立て直すことができました。その後は教員住宅に移り、たくさんの「親」や「兄弟」に揉まれながら、少年時代を楽しく過ごしたことが、懐かしい思い出であり、私自身の人格形成に少なからず影響を与えたような気がいたします。

私は金融の世界に飛び込み、銀行・信託・保険業界で38年間を過ごして参



理事
乗田
憲
のりた
けん

りました。厳しい経済情勢が続きましたが、あの頃の学びを胸に、お客様の悩みに寄り添い、ともに歩んできたつもりです。

特にこの10年は、働き方改革やコープレート・ガバナンスへの取り組み、環境や人権など、従来とは価値観が大きく変化し、想定を超えるリスクへの備えがテーマでした。

教育の現場においても環境変化は切実です。少子化、施設の老朽化、インフレや金利上昇などに加え、人手不足や労務管理の厳格化、待遇や福利厚生の見直し等々、一筋縄ではいかない課題ばかりです。

先の読めない時代、社会の要請にしなやかに応える人材育成が急務であり、本事業団の果たす役割はますます重要であると認識しております。

教職員の皆様が安心して働ける環境づくり、そして、教育の成果を最大限に引き出すことができる安全な学び舎の整備に向けて、使命を果たして参る所存です。皆様には、厳しいご指導とともにスチュワードシップ活動やESG投資などを通じて社会に貢献する業

務運営に注力しています。共済加入者の利益を損なうことなく、さらなる社会貢献につながる資産運用ができるよう、社会貢献を通して加入者の福利厚生を高める手法はないか、関係者の方々と議論を深めながら追求して参りたいと思っています。

足元の金融環境には不透明感が漂いますが、加入者の利益を最大限に尊重する観点から全力を尽くす所存です。皆様には引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。



運用担当責任者
(CIO)
松尾
勝
まつお
まさる

このたび、4月1日付けで日本私立学校振興・共済事業団運用担当責任者(CIO)を拝命いたしました。

令和4年4月より3年間は本事業団において融資担当理事として勤務し至らぬ点は多々あつたかと存じますが、皆様のご支援、ご厚情により無事に職責を果たすことができました。この場をお借りして深く感謝申し上げます。

それより以前は信託銀行及び関連の運用会社において長年資産運用に携わっていました。本事業団に着任する直前までは運用会社のCIOを7年にわたり務めておりました。今般本事業団におきまして運用体制を見直しCIOの役職を設置するに当たり、私の過去のキャリアを活かせる職務について就任要請を受けた次第です。

資産運用立国を目指す我が国においてはアセツトオーナーの社会的責任についても期待が高まっています。本事業団におきましても昨年8月アセットオーナー・プリンシブルの受け入れを表明し、資産運用の高度化を図るとともにスチュワードシップ活動やESG投資などを通じて社会に貢献する業

私学事業団のCIO

CIO Chief Investment Officer

私学事業団が行う年金積立金の管理運用における目標は、年金財政の現況や見通し等を踏まえて設定され、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

本事業団では、経済・金融環境等の変化に的確かつ迅速に対応し、安定的に目標を達成するための体制整備の一環として、専門性のある運用担当責任者(CIO)を設置しました。

表 構成員・標準報酬月額・標準賞与推計

区分	①構成員(人)	②標準報酬月額の平均(円)	③標準賞与の平均年額(円)
合計加入者	646,327	380,745	1,255,582
(短期加入者)※ア	(642,932)	(380,133)	(1,249,761)
(年金等加入者)※イ	(621,195)	(371,452)	(1,186,660)
被扶養者	331,309	—	—
年金受給者	652,155	—	—
総計	1,629,791	—	—

※ア 短期加入者とは、短期給付(医療)にかかる掛金を負担している加入者をいいます。

※イ 年金等加入者とは、年金等給付にかかる保険料を負担している加入者をいいます。

短期給付分掛金率は、前年度と同率の8・771%に据え置きました。
 介護分掛金率は、厚生労働省から示される諸係数に基づいて算定した結果、1・560%に変更しました(前年度掛金率1・692%)。

この掛金率を基に推計した掛け金收入は3615億円となる見込みです。
 保健給付等の給付費は2086億円を見込み、また、他制度への支援金等(※1)として、前期高齢者納付金493億円、後期高齢者支援金825億円、介護納付金356億円等を見込み、図1のとおりの收支を予定しています。

その結果、掛け金及び利息等の収入(3618億円)と給付費、支援金等及び繰入金の支出(3807億円)との収支差に、支払準備金の戻入と繰入(※2)との差額を加えた198億円が当期総損失となる見込みです。

なお、支払準備金は当該事業年度における短期給付請求総額の12分の1に相当する金額を積み立てています。

※1 支援金等

介護保険や高齢者医療等の他の医療制度に要する費用等を賄うために、医療保険者ごとに、報酬の総額等に応じ

●私学共済制度の構成員と標準報酬等

令和7年度の共済業務における各事業の基礎となる構成員は、表中①のとおり、総計163万人(加入者、被扶養者及び年金受給者)と推計しました。また、標準報酬月額の平均及び標準賞与の平均年額は、それぞれ表中②・③のとおり推計しました。

短期(医療)給付事業
病気やケガによる医療費等の給付を行っています。

て割り当てられる金額のことをいいます。支援金等には、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、介護納付金等があります。

※2 支払準備金の戻入・繰入

短期給付の給付金を支払うためにあらかじめ積み立てている金額のことです、「前年度支払準備金戻入」とは、前年度の支払準備金を当年度に一旦戻入する金額、「支払準備金繰入」とは、当年度分を前年度分に替えて新たに積み立てる金額をいいます。

4月～8月までは16・743%、9月～翌年3月までは17・097%になります。

ます。

なお、都道府県からの補助が行われます。

ただし、賞与にかかる保険料に対する補助はありません。

軽減保険料率を基に推計した保険料

収入は5848億円となる見込みです。その他に国庫等補助金等1642億円、基礎年金交付金7億円、厚生年金交付金3246億円等を見込んでいます。

また、給付費は4074億円、その他に基礎年金拠出金3103億円、厚生年金拠出金3767億円、退職等年金給付勘定への繰入金105億円等を見込み、図2(次頁参照)のとおりの収支を予定しています。

年金等給付事業

老後の生活の柱となる年金の給付を行っています。

厚生年金勘定

加入者保険料率は、毎年4月に0・

354ポイントずつ引き上げることになっています。軽減保険料率(※3)は、6年にわたる再計算の結果、7年

4月～8月までは16・743%、9月～翌年3月までは17・097%になります。

ます。

なお、都道府県からの補助が行われます。

ただし、賞与にかかる保険料に対する補助はありません。

軽減保険料率を基に推計した保険料

収入は5848億円となる見込みです。その他に国庫等補助金等1642億円、基礎年金交付金7億円、厚生年金交付金3246億円等を見込んでいます。

また、給付費は4074億円、その他に基礎年金拠出金3103億円、厚生年金拠出金3767億円、退職等年金給付勘定への繰入金105億円等を見込み、図2(次頁参照)のとおりの収支を予定しています。

図1 短期(医療)給付事業(短期勘定)の予算收支(単位:億円)



注)四捨五入しているため、必ずしも合計と一致しません。

保険料、交付金、補助金及び利息等の収入(1兆3548億円)と給付費、拠出金(※4)及び繰入金等の支出(1兆107億円)との収支差2441億円が当期総利益となる見込みです。

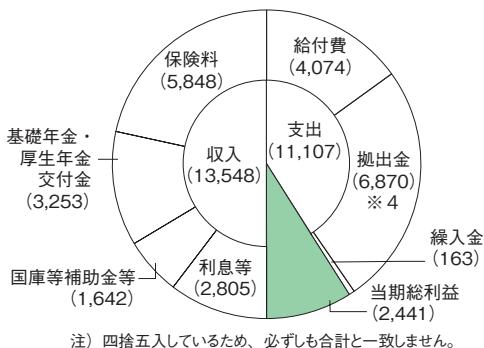
※3 軽減保険料率

私学共済制度では、加入者保険料の負担増に対する激変緩和措置として、被用者年金制度の一元化に伴う積立金（積立金）を活用して保険料の軽減を行うことができるござります。7年4月～8月の加入者保険料率は17・894%から1・151ポイント軽減し16・743%に、9月～翌年3月までは0・797ポイント軽減し17・097となります。これを軽減保険料率といいます。

※4 拠出金

基礎年金、厚生年金の給付に要する費用を賄うために、実施機関ごとに、その加入する人数等に応じて割り当たられる金額のことをいいます。拠出金

図2 年金等給付事業（厚生年金勘定）の予算収支（単位：億円）

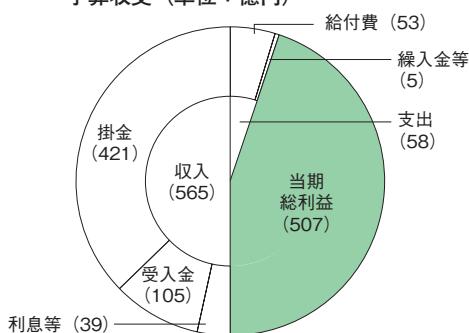


には、基礎年金拠出金と厚生年金拠出金があります。
退職等年金給付勘定は、前年度と同率の1・50%に据え置きますが、7年年度についても経過的長期給付積立金を活用し、厚生年金勘定から掛金率0・3%相当額を受け入れ、納付していただく掛け金の率を1・20%に軽減します。

この掛け金率を基に推計した掛け金收入は421億円、厚生年金勘定からの受入金は105億円、給付費は53億円を見込み、図3のとおりの収支を予定しています。

掛け金、受入金及び利息等の収入（565億円）と給付費及び繰入金等の支出（58億円）との収支差507億円が当期総利益となる見込みです。

図3 年金等給付事業（退職等年金給付勘定）の予算収支（単位：億円）



福祉事業

健康の保持・増進及び日常生活の援助を目的とした事業を行っています。

7年度も前年度と同様に福祉事業分掛金率0・25%を主な財源としています。また、特定健康診査等事業に対し、国庫補助金8523万円が措置されています。

なお、各経理の収支は図4のとおりを予定しています。

保健事業

特定健康診査、人間ドックや健康増進施設の利用費用補助を行っています。人間ドック利用費用補助等の保健事業にかかる費用として24億円、特定健康診査等の事業にかかる費用として4億円、また、医療事業及び宿泊事業への繰入金として46億円を見込んでいます。

医療事業

総合健診を行う健康医学センターを併設した直営病院の運営を行っています。

東京臨海病院の運営に伴う事業収入・支出及び保健経理からの受入金等を見込んでいます。

宿泊事業

旅行・出張、会議・宴会等にご利用いただいているガーデンパレス、宿泊所及び保養所の運営を行っています。宿泊施設の運営に伴う事業収入・支出、設備整備計画及び保健経理からの受入金等を見込んでいます。

貯金事業

貯金事業の収支は、積立貯金、積立共済年金、共済定期保険及びアイリスプランの各事業を総括したものとなっています。

なお、7年度末の加入者貯金残高は、1兆2254億円となる見込みです。

貸付事業

結婚・教育・住宅等の資金の貸付けを行っています。

7年度の貸付額は、加入者貸付80億円を見込んでいます。

図4 福祉事業の事業経理別予算収支（単位：億円）

事業	収入		支出	
	当期総損失	当期総利益	当期総損失	当期総利益
保健経理	94	19	99	1
医療経理	164	163	163	1
宿泊経理	132	113	113	19
貯金経理	58	56	56	2
貸付経理	5	5	5	2

注) 四捨五入しているため、必ずしも合計と一致しません。

◎その他事務費など

短期（医療）給付事業及び年金等給付事業の事務を行った費用や令和8年1月開始の電子申請等（月報私学5月号の11ページ掲載）のシステム開発費用等は共済業務勘定で支出しています。この勘定では、短期勘定、厚生年金勘定及び退職等年金給付勘定からの事務費繰入金109億円により当該費用を賄います。他に、国庫補助金2億4779万円が措置されています。

令和7(2025)年度 私学経営情報センターが行う サービスのご案内

私学経営情報センターでは、学校法人の経営改善の支援及び教育条件並びに経営に関する情報の収集・提供業務を行っております。当センターで提供している主なサービス内容と連絡先は以下のとおりです。経営相談、財務分析、会計処理、会計処理、講演など幅広いサービスを提供しておりますので、ぜひご利用ください。

学校法人の要望例

○会計処理のご質問
会計処理の仕方を教えてほしい

○基礎調査等のご質問
基礎調査票e-マネージャの入力・操作等について教えてほしい

○規程集等の閲覧
学校法人の業務改善のため、他の学校の規程集等の事例を参考にしたい

○財務分析
学校の財務分析資料がほしい

○教育情報の活用・公表
大学等のさまざまな特色や取り組みを検索したい

○経営者や職員の研修・育成
私学経営に関する短期集中型の研修を受けたい

○研修会実施の支援
学校法人の役員、教員、職員を対象にした研修会の実施に協力してほしい

○改革事例等の紹介
教育改革等について他校で実施している具体的な事例を紹介してほしい

○経営上の問題への解決策の提案
「学生募集」「人件費削減」等の経営上の問題について、学校法人の現状にあった提案をしてほしい

○経営改善計画の作成支援
学校法人活性化・再生研究会最終報告で提案されている、目標と期限を明確にした経営改善計画を作成し、経営改善に努めたいが、その作成を支援してほしい

「学校法人活性化・再生研究会最終報告」
https://www.shigaku.go.jp/s_center_saisei.pdf
16ページ～18ページ、31ページ参照

「経営改善計画立案・実施のための参考資料」
https://www.shigaku.go.jp/s_kaizenkeikaku.htm

私学経営情報センターで提供可能なサービス

(会計処理等、基礎調査、e-マネージャについてのご質問への回答)

電話・メールで回答します

●会計処理等についてのご質問

☎03(3230)7846～7848

●基礎調査、e-マネージャについてのご質問

☎03(3230)7840～7844



(私学情報資料室) ☎03(3230)7846～7848

学校法人等の役職員を対象に、大学・短期大学法人の規程集等が閲覧できます（私学振興事業本部（九段事務所1階））

(データ提供) ☎03(3230)7846～7848

インターネットを利用して小学校法人から大学法人が直接、以下のデータや分析資料等を出力・閲覧できるシステム（私学情報提供システム）を提供しています

◇学生数 ◇財務データ ◇財務比率表 ◇今日の私学財政 等

(依頼に基づく資料提供) ☎03(3230)7838

「私学情報提供システム」で作成できない特別な加工が必要な分析データを作成・提供します。ご利用にあたっては、私学事業団へ「情報提供依頼書」を提出していただきます（内容により、日数を要します）

(大学ポートレート（私学版）) ☎03(3230)7852・7853

私立の大学、短期大学、高等専門学校の特色や実践している教育研究の取り組みをWebサイトにて提供しています

(セミナー) ☎03(3230)7849～7851

理事長・学長向けにリーダーズセミナーを、若手職員向けにスタッフセミナーを開催しています

(講師派遣) ☎03(3230)7839

センターの職員を講師として派遣します

講師派遣については交通費と講演料が必要です

(経営相談) ☎03(3230)7828・7829

●学校法人を訪問し、経営改革のキーパーソンとなる役員及び教職員の方々にヒアリングしながら、解決策を探ります

●学校法人の抱える経営上の問題点について現状分析、問題点の把握、考えられる対応策を整理してアドバイスをします

●必要に応じて事業団が依頼している専門家（公認会計士、弁護士、社会保険労務士、教学専門家等）と共同で実施します

●経営改善計画の進捗状況を踏まえ、適時適切な助言等を行います

●学校法人にて経営相談を実施する場合、所定の交通費が必要になります

※左欄の要望に対する連絡先は同色で囲まれた右欄内の電話番号となります。

基本ポートフォリオ等を見直しました

資産運用部

私学事業団は、年金積立金を長期的に安全かつ効率的に管理・運用するため、基本ポートフォリオを含む「管理運用の方針」を定めています。

今般、公的年金の長期にわたる財政の健全性を確認するための令和6年財政検証が行われたこと等を踏まえ、以下とのおり見直しを行いました。

厚生年金保険給付積立金

公的年金の財政検証に伴い、主務大臣（厚生労働大臣・総務大臣・財務大臣・文部科学大臣）により積立金基本指針の一部が改正されたことを受け、次のような事項を取り入れ管理運用の方針を変更しました。

①アセットオーナー・プリンシブル（令和六年八月二十八日内閣官房策定）を踏まえ、アセットオーナーとしての責任を果たすために必要な取り組みを行う。

②社会・環境的効果（インパクト）を考慮した投資について検討のうえ、必要な取り組みを行う。

●モデルポートフォリオ

厚生年金保険事業を長期的・安定的

に運営していくための財政の現況及び見通し並びに積立金の運用において将来合理的に期待できる運用利回りの水準を踏まえた実質的な運用利回りが1・9%とされたことを踏まえ、管理運用主体（※）は、表1のとおりそれぞれの基本ポートフォリオを定めるに当たって参考すべき資産の構成の目標（モデルポートフォリオ）を共同で策定し、令和7年4月1日から適用しました。

モデルポートフォリオは、実質的な運用利回り1・9%（名目運用利回りのうち名目賃金上昇率を上回る部分）を長期的に確保でき、かつ、名目賃金上昇率を下回るリスクが最小となる資産構成割合となつております。結果的にはこれまでのモデルポートフォリオと同様となりました。

この最適化に用いた各資産の期待リターンは、財政検証の経済シナリオのうち「過去30年投影」に対応するものを使用しましたが、導き出された資産構成割合としました。

各資産の変動率により決定している許容乖離幅のみ見直し、令和7年4月1日から適用しました。

なお、短期資産と貸付金については国内債券に含め、また、オルタナティブ資産に投資する場合は、積立金の

※管理運用主体とは、被用者年金制度一元化以降に厚生年金の積立金を管理運用することとされている年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）、国家公務員共済組合連合会（国共連）、地方公務員共済組合連合会（地共連）、日本私立学校振興・共済事業団（私学事業団）の4団体をいいます。

5%を上限とし、リスク・リターン特性に応じて4資産のいずれかに区分することとしています。

表1 モデルポートフォリオ

資産区分	資産構成割合	中心値範囲
国内債券	25%	±6% (±4%)
国内株式	25%	±6% (±4%)
外国債券	25%	±5% (±4%)
外国株式	25%	±6% (±4%)

() 内は、変更前の値。

経過的長期給付積立金

表2 基本ポートフォリオ（厚生年金保険給付積立金）

資産区分	資産構成割合	許容乖離幅
国内債券	25%	±10%
国内株式	25%	±6% (±8%)
外国債券	25%	±5% (±6%)
外国株式	25%	±6% (±7%)

() 内は、変更前の値。

このことを踏まえ、一元化以降は負債対応部分（給付現価に相当する積立金）とこれを上回る部分（剩余の積立金）とに分けて管理運用を行ってきました。なお、厚生年金の加入者保険料の負担軽減は、剩余部分があることを前提に実施できることとされています。

○令和6年再計算結果

令和6年に行われた再計算による経過的職域加算給付及び保険料負担軽減額の見通しに関する再計算の結果は表3のとおりで、いずれの経済前提においても経過的長期給付積立金で貯える見通しとなっています。

○基本ポートフォリオ

前回の令和元年再計算の時は、経過的長期給付積立金が、いずれ給付が終了する年金を貯うための積立金であり、投資期間が厚生年金よりも短いこと等を踏まえ、リスクの抑制を図ることに重きを置くこととして、厚生年金保険給付積立金より運用リスクが低い従前の資産構成割合を維持することとしました。しかし、剩余部分は全額国内債券や短期資産で運用していることや、直近の好調な運用によって剩余部分が増加し、負債と剩余を合わせた資産全体でみるとリスクの低い国内債券や短期資産の比率が高く十分リスクが抑制されていること等から、厚生年金保険給付積立金と同様の資産構成割合となる、表4のとおりに基本ポートフォリオを変更し、令和7年4月1日から適用しました。

なお、短期資産、貸付金及び不動産については国内債券に含め、また、オルタナティブ資産に投資する場合は、積立金の5%を上限とし、リスク・リターン特性に応じて2資産のいずれかに区分することとしています。

表3 経過的長期給付積立金の見通し（令和5年度末）

（単位：億円）

	高成長実現 ケース	成長型経済 移行・継続 ケース	過去30年投影 ケース
① 積立金の額	19,893		
② 旧職域部分の収支差額の 現在額（※1）	9,889	9,749	10,542
③ 保険料負担軽減額（最大）の 現在額（※2）	1,293	1,290	1,294
④ 剰余（①-②-③）（※3）	8,711	8,854	8,056

※1 旧職域部分の年金を将来に亘って支払っていくための費用を、運用利回りで現在価格（令和5年度末時点）に換算した値。

※2 保険料負担軽減額を運用利回りで現在価格（令和5年度末時点）に換算した値。

※3 四捨五入をして計算をしているため、一致しないものもあります。

表4 基本ポートフォリオ（経過的長期給付積立金）

資産区分	資産構成割合	許容乖離幅
国内債券	25% (35%)	±6% (±9%)
国内株式	25%	±6% (±8%)
外国債券	25% (15%)	±5% (±4%)
外国株式	25%	±6% (±8%)

（ ）内は、変更前の値。

退職等年金給付積立金

退職等年金給付積立金の運用にあたっては、退職等年金給付の制度上設定される基準利率を目標としています。この基準利率は、国債の利回り（10年国債の応募者平均利回りの直近1年間又は5年間の平均のいずれか低い率）を基礎として、積立金の運用の状況及びその見通し等を勘案して設定されるものであることから、全額を国内債券で運用しても積立不足にはならない仕組みとなっています。

●基本ポートフォリオ

令和5年に実施した財政再計算において、財政の均衡を保つのに必要な退職等年金給付掛金率の算定を行い、現行の1・5%の掛け率で財政の均衡が保たれています。そこで、表5のとおり現行の資産構成割合を維持することとしました。

表5 基本ポートフォリオ（退職等年金給付積立金）

資産区分	資産構成割合	許容乖離幅
国内債券	100%	-10%
国内株式	0%	+10%

この基本ポートフォリオを含む「管理運用の方針」は、文部科学大臣の承認を受け、私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内▼情報公開▼年金資産の運用」に掲載しています。

標準報酬月額の改定が必要なとき

業務部 資格課

標準報酬月額は、資格取得時に決定した後、毎年1回の定時決定で見直します。ただし、次の場合は標準報酬月額の改定届が必要となります。このフローチャートは私学共済ホームページにも掲載しています。ダウンロードして活用してください。

STEP 1

固定的給与の変動又は給与体系の変更がありましたか。
残業代など、非固定的給与のみの増減は「いいえ」へ

はい

STEP 2

報酬の変動の理由は次のうちどれですか。

- ①固定的給与の変動…昇給や降給、通勤手当、扶養手当、処遇改善費等 每月固定に支払う手当の変更など
- ②給与体系の変更…月給者から時給者へ変更
- ③産休・育休終了後、時間短縮勤務をしている
- ④60歳以上で、退職後引き続き再雇用されたが報酬が下がった

※原則として休職を理由とした報酬改定はできません。

※病気等で勤務時間を短縮し、基本給から一定額を控除して支給するような場合は固定的給与の変動にはなりません。

①②はSTEP 3-1へ

③はSTEP 3-2へ

④はSTEP 3-3へ

STEP 3-1

変動月以後の継続した3か月間のいずれの月も、支払基礎日数*が17日以上（短時間労働加入者は11日以上）ありましたか。

*支払基礎日数…月給者・週給者は暦日数、日給者・時給者は出勤日数

はい

その3か月間の報酬の月平均額は、従前の標準報酬月額と比べて**2等級以上**の差がありますか。

はい

STEP 5

その差は、固定的給与の変動と同じ動きになっていますか。
例えば固定的給与が上がったならば、等級も上がっていませんか。

はい

STEP 6

固定的給与の変動は、定期昇給のように、毎年同じ時期に発生が見込まれるものですか。また、その変動月以後3か月のうち、例年繁忙であるために、他の時期と比べて非固定的給与を多く支払う月がありますか（定期昇給と繁忙の時期が重複していますか）。

はい

学校法人等からの申立書及び加入者の同意があれば、年間報酬額で決定できる可能性があります。要件を確認して、「標準報酬月額改定届書（年平均用）DL」を提出してください。

※要件は私学共済ホームページ〔様式用紙等ダウンロード▶標準報酬月額改定届書（年平均用）〕で確認してください。〔よくある質問（Q&A）〕も併せてご覧ください。

※要件に該当しない場合は通常の随時改定の該当者ですので、「標準報酬月額改定届書DL」を提出してください。

※要件に該当するが、年間報酬額が現在確認されている等級と同じ、又は下回る等により随時改定を行わない場合は、その旨が分かるように「標準報酬基礎届書DL」の提出時に、年平均の保険者決定を申し出てください。

いいえ

STEP 3-2

育児休業等を終了した日ににおいて、当該育児休業等にかかる3歳未満の子を養育していますか。

はい

復職月以後の継続した3か月間のうち、支払基礎日数が17日以上の月が1か月以上ありますか。

はい

その報酬の月平均額は、従前の標準報酬月額と比べて**1等級以上**の差がありますか。

はい

加入者本人が改定を希望していますか。

いいえ STEP 3-1へ

いいえ

「標準報酬月額改定届書（産休・育休終了者用）DL」を提出してください。
改定月：復職月から4か月目
提出：復職月から3か月間の報酬を改定月の10日までに届け出

いいえ

STEP 3-3

再雇用後の報酬は、従前の標準報酬月額と比べて**1等級以上**の差がありますか。

いいえ

加入者本人が改定を希望していますか。

いいえ STEP 3-1へ

いいえ

再雇用契約書等の写しを添付して、「標準報酬月額改定届書（即時改定用）DL」を提出してください。
改定月：再雇用した日の属する月
提出：再雇用契約上の月額（見込額）を速やかに届け出

「標準報酬月額改定届書DL」を提出してください。
改定月：変動月から4か月目
提出：変動月から3か月間の報酬を改定月の10日までに届け出

標準報酬月額改定届は不要です

進めようー健康経営®

*健康経営®は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

Vol.3 大規模法人の健康経営／学校法人リズム学園の取り組み事例

共済業務

北海道恵庭市にあるリズム学園は、幼稚園・保育園・認定こども園を運営しています。このたび、「健康経営優良法人2025」の大規模法人部門に認定されました。健康経営に取り組むきっかけや今後の目標について村松代表と法人本部の方にお聞きしました。

教職員がライフステージに応じて安心して働く環境を整えるためには、心身ともに健康で生き生きと働ける職場づくりが欠かせないと考え、健康経営に取り組み始めました。

○具体的な取り組み内容

メンタルヘルス対策として、啓発活動に加え、月に一度外部から公認心理師を招き、学校外の人に相談しやすい環境を整えています。また、食生活改善や運動促進を目的としたアプリの情報提供や、外部の理学療法士による腰痛講習会を実施しました。

○取り組むうえでの工夫

管理職には健康経営の意義や経営戦略としての価値を明確に伝えていくこと、教職員には具体的にどのような取り組みが健康経営に該当するのか、また、取り組みによる効果を周知すること



学校法人リズム学園
村松良太学園代表

【取材】福祉部 保健課

とで、健康経営を学園全体の文化として根付かせることを意識しています。

○取り組みの姿勢

徐々に広がり当たり前のこととして定着していく活動であると考えています。学園として「どのような姿を目指したいか」を忘れずに取り組むことが必要だと感じています。

○今後に向けた課題と目標

健康づくりに対する教職員のニーズをしっかりと把握したうえで、計画的に情報提供や研修機会を設けたいと考えています。また、北海道の学校法人では初めて大規模法人部門に認定されたということもあり、認定校の先駆けとして、地域社会に貢献し、健康経営の普及に努めたいと思います。

健康経営の取り組みはすぐに効果が現れるものだとは考えていません。徐々に広がり当たり前のこととして定着していく活動であると考へています。学園として「どのような姿を目指したいか」を忘れずに取り組むことが必要だと感じています。

Q1 加入者の特定健康診査はどのように実施するのですか。

A1 定期健康診断の受診を特定健康診査の受診に代えることができるため、別途、特定健康診査を実施する必要はありません。

Q2 定期健康診断では、どの項目を検査すればよいですか。

A2 学校法人等には、「学校保健安全法」又は「労働安全衛生法」に基づき、毎年1回定期健康診査を実施することが義務付けられています。特定健診の項目との違いは、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4・1版）」に労働安全衛生法と学校保健安全法との項目の比較表（図表4）が掲載されていますのでご確認ください。



Q3 学校法人等が定期健康診断を実施するに当たり、私学事業団から補助がありますか。

A3 学校法人等の義務により実施するものであるため、本事業団から定期健康診断に対する補助はありません。

Q4 定期健康診断結果を私学事業団に提出する際、加入者本人の同意を得る必要がありますか。

A4 特定健康診査に関する個人情報については、法令に基づく提供であるため、本人の同意を得ることなく学校法人等から本事業団へ提供可能です。

Q5 定期健康診断を受けた病院等の健診実施機関から健診データを直接私学事業団へ送付してもよいですか。

A5 法令上、保険者である本事業団は、加入者を使用している学校法人等に対して情報提供を求めていたため、学校法人等から提出してください。

Q6 健診データは、原則、電子媒体での提出となっていますが、どのような方法で作成したらよいですか。

A6 多くの健診実施機関では、健診

特定健康診査にかかる健診結果データ等のQ&A

福祉部 保健課

結果をXML形式（国が定めた様式）にデータ化することが可能です。学校法人等の定期健康診断を委託する際に、健診結果データ作成についてもご依頼いただぐと事務の軽減につながります。

また、健診実施機関にて作成が難しい場合は、「特定健診結果提出用データ入力・作成ツール」（①）を利用することにより学校法人等にてデータ作成及びチェックが可能です。

なお、健診実施機関で作成されたXML形式データを提出前にチェックするツール（②）やチェック済の健診データを暗号化するツール（③）も配付しています。

右記①～③はすべて私学共済ホームページからダウンロードが可能です。

本事業団に提出の際は、チェック機能により不備がないことを確認した後、暗号化ツールにて暗号化したデータを電子媒体へ格納して送付します。

詳しくは、私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内▼福祉事業▼特定健診検査・特定保健指導▼特定健診に関する事務手続き▼特定健診提出用データチェックツール」を確認してください。

令和8年4月からは、健診結果の受け付けは、本事業団指定の様式に限ります（健診実施機関発行の健診結果の写しは不可）。紙で提出されるいる学校法人等は、データへの提出方法の切り替えを検討してください。

雇用保険給付制限期間中の被扶養者認定申請をした人へ

業務部 資格課

●「雇用保険受給資格者証」の写しを提出してください

雇用保険の待定期間及び給付制限期間のみ認定を受ける被扶養者が、被扶養者認定申請時に「雇用保険受給資格者証」の写しを添付できないときは、交付後速やかにその写しを私学事業団宛てに提出してください。提出の際は、写しの余白に加入者等記号・番号と加入者氏名を必ず記入してください。

原則、雇用保険の受給開始日をもつて、被扶養者の取り消しをするため、受給資格者証の写しにより被扶養者の取消年月日を確認します。提出した時点で、雇用保険の受給を開始している場合は、遡って被扶養者の取り消しをします。取消日以降に資格確認書等を使用した場合、医療費等の返還が発生しますので注意してください。

●雇用保険の受給を放棄又は延長したとき

「誓約書（雇用保険の受給を放棄・延長・中断する場合の添付書類）」の

申込みの際は、償還が確実にできることを学校法人等で必ず確認のうえ、提出してください。退職手当等の支給予定がない加入者や、退職手当等の支給額が著しく少ない加入者、複数の借り入れ（金融機関等の

加入者貸付の申し込み手続き

福祉部 貯金・貸付課

●申し込み資格

- ・加入者期間が引き続き（※）1年以上ある加入者

- ・住宅貸付は、年金等給付の加入者期間が引き続き5年以上ある加入者

- ・資格取得日の属する月から貸付けの申し込み日の属する月まで、加入者としての資格に1日の空白もない状態をいいます。

●加入者期間1年目の申し込み（住宅貸付を除きます）

令和7年4月1日資格取得者の貸付けは、引き続く加入者期間が1年経過後の8年4月2日送金分から可能です。

●申し込み時の注意事項

- ・貸付けの申し込みは、すべて学校法人等を通して行ってください。
- ・申し込み資格等を満たしていれば、貸付金の送金日から退職までの償還回数（期間）が短くても申し込みができます。

- ・申し込みの際は、償還が確実にできることを学校法人等で必ず確認のうえ、提出してください。退職手当等の支給予定がない加入者や、退職手当等の支給額が著しく少ない加入者、複数の借り入れ（金融機関等の

借り入れ等を含みます）がある加入者からの申し込みの際には、特に留意してください。

●書類作成時の注意事項

- ・貸付関係の様式用紙等は、加入者及び学校法人等代表者の押印が必要です。
- ・申込書類への記入は、学校法人等の証明欄を除き、借受人となる加入者本人が必ず自筆・楷書で記入してください。代筆やパソコンなどの印字等による記載は認められません。

●貸付申込書の加入者の申込日、申込事由及び学校法人等の証明日を必ず記入してください。

- ・申込書類に押印する際は、同一の印鑑を使用してください。
- ・訂正する場合は、訂正箇所を線で抹消した後、加入者の申込印と同じ印鑑で押印してください。伝票訂正用の小さい印鑑やスタンプ印は使用できません。
- ・貸付けの要件や貸付限度額、添付書類等は貸付種類ごとに異なります。詳細は、私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内▼福祉事業▼加入者貸付」の各貸付けのページを参考してください。

私学事業団ホームページ <https://www.shigaku.go.jp/>└ 助成業務 https://www.shigaku.go.jp/s_home.htm└ 共済業務 <https://www.pmac.shigaku.go.jp/> (私学共済ホームページ)**共済業務****共済事業本部**

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者等記号・番号が確認できるものをお手元にご用意ください。

「賞与等支給報告書」を提出してください

「賞与等支給報告書」は、私学事業団に登録している賞与等支給予定月の前月に、学校法人等へ送付します。

電子媒体及び電算用紙による報告を登録した学校法人等には送付しないため、報告漏れに注意してください。

「賞与等支給報告書」は、賞与等を支給した日（同月内に賞与等の支給が複数回あった場合は最後に支給した日）から5日以内に提出してください。

[注意点]

- ・賞与等の支給がない場合、提出の必要はありません。
- ・賞与等支給報告書に記載されている加入者で、賞与等の支給がない人は、該当する加入者等記号・番号から賞与区分までを二重線で抹消してください（抹消せず0円や空欄で報告した場合は「未確認連絡書」を送付します）。
- ・電算用紙による申請は、事前の承認が必要です。

【業務部 資格課】**生涯生活設計セミナーの申し込み締め切り**

生涯生活設計セミナー（加入者とその配偶者が対象です）の申し込みは**6月18日（水）必着**です。希望者がいましたら、早めに申し込むよう周知をお願いします。

【福祉部 保健課】**特定保健指導利用券の有効期限**

令和6年度の「特定保健指導利用券」の有効期限は、**7月31日（木）**です。特定保健指導の対象となった人がいましたら、有効期限までに、保健指導実施機関で初回面談を受けるよう案内してください。

なお、直営病院の東京臨海病院では、学校訪問型の保健指導のほか、オンラインによる指導も可能です。予約の空き状況もオンラインで確認できますので大変便利です。ぜひ利用してください。

オンライン型特定保健指導のご予約はこちらから
<https://reserva.be/rinkaihokenshido>

【福祉部 保健課】**積立共済年金と共済定期保険の前期加入申し込み締め切り**前期加入申し込みは**6月30日（月）必着**です。**[積立共済年金]**

新規加入の他に、既加入者の他コースへの加入や口数変更（増口・減口）、中途一時払の申し込みを受け付けます。

[共済定期保険]

「家族年金コース」（「医療保障コース」、「医療費支援コース」の同時加入可）及び「学校加入コース」の新規加入申し込みのみ受け付けます。なお、他コースの新規加入、既加入者の加入内容の変更及び脱退は、後期加入申込期間での取り扱いとなります。

【福祉部 貯金・貸付課】**貸付けの申込締め切り日に注意してください**

令和7年7月2日（水）送金分は6月13日（金）が締め切り日となります。締め切り日（毎月15日及び月末）が土・日曜日又は休日のときは繰り上がりますので注意してください。

【福祉部 貯金・貸付課】**6月の共済業務スケジュール**

	掛金等 4月調定納期限
2日（月）	積立共済年金・共済定期保険 前期加入申し込み開始
	貸付 送金
6日（金）	貸付 5月分定期償還期限
10日（火）	貯金 払込期限（必着）
13日（金）	貸付 7月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日（金）	貯金 送金
23日（月）	貸付 送金
25日（水）	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退出等締め切り
	掛金等 5月調定口座振替（自振校のみ）
	掛金等 5月調定納期限
30日（月）	積立共済年金・共済定期保険 前期加入申し込み締め切り 貸付 6月分定期償還口座振替（自振校のみ） 貸付 7月22日送金申し込み締め切り

7月の共済業務スケジュール

2日（水）	貸付 送金
6日（日）	貸付 6月分定期償還期限
10日（木）	資格 「標準報酬基礎届書」提出期限 貯金 払込期限（必着）
15日（火）	貸付 8月4日送金申し込み・任意償還申出締め切り

INFORMATION

(「月報私学」はホームページにも掲載しています)

クールビズを実施しています

私学事業団では、例年、政府が推進する「地球温暖化防止」等の施策への対応としてクールビズを実施しています。今年も節電のため、9月30日までの間、冷房温度の調節を行い、軽装で執務をしています。ご理解をお願いします。

助成業務

私学振興事業本部
〒102-8145
東京都千代田区富士見1-10-12
☎03(3230)1321(代表)

学校法人基礎調査提出のお願い

- 大学法人・短期大学法人・高等専門学校法人の皆様へ
「学校法人基礎調査」2回目提出のお願い
 - ・提出調査票内容（役員数等、土地・建物調査、財務系調査）
 - ①役員数等 [075]
 - ②土地・建物面積等 [310・320]
 - ③財務等 [410-850]
 - ※【】は調査票区分を表しています。
 - ・提出期限：令和7年6月30日（月）

□決算関係書類

上記データのご提出に併せて、
令和6年度

- ・「計算書類（写し）」
- ・「独立監査人の監査報告書（写し）」
- ・「収益事業の計算書類（写し）」
(収益事業を行っている場合)

を各1部、私学情報室宛てにご送付ください。
なお、補助金課に提出している場合でも、お手数ですが、別途私学情報室へもご送付ください。

※詳しくは、「令和7年度学校法人基礎調査票 e - マネージャ『操作マニュアル・入力要領』」をご覧ください。
『操作マニュアル・入力要領』は、e - マネージャの「連絡用掲示板」及び「電子窓口」に掲載しています。
【私学経営情報センター 私学情報室】
☎03(3230)7840～7844
Eメール k-chousa@shigaku.go.jp

2025年度 若手・女性研究者奨励金を 研究課題75件に総額3,000万円交付しました

本奨励金は、私立大学等に在籍する若手研究者や女性研究者のための「社会一般からの寄付」による研究奨励金制度です。

研究者が、自ら発案し「取り組んでみたい」と思う独創性ある研究に対して、研究機会を提供することにより、新たな研究意欲の向上と次世代の担い手となる人材の育

成を図ることを目的としています。

趣旨にご賛同いただいた社会一般の皆様からの寄付金を財源としており、その全額が奨励金に充てられます。

2025年度の本奨励金交付にあたる寄付者ご芳名
(五十音順)

一般社団法人日本工業倶楽部 様
NPO法人 supportech 様
株式会社アペックス 様
共栄火災海上保険株式会社 様
コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社 様
第一生命保険株式会社 様
中山福株式会社 様
野村證券株式会社 様
三井住友信託銀行株式会社 様
他 匿名を希望する法人 及び 個人の方々

ご寄付を賜りました皆様に心より御礼申し上げます。
引き続き本奨励金の制度を広く周知し、さらに支援の輪を広げ、私立学校の発展に貢献してまいります。
今後とも、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

【助成部 寄付金課】

☎03(3230)7316・7319・7320
Eメール kifukin@shigaku.go.jp

令和7年度私立大学等経常費補助金 相談会・説明会の開催について

以下の日程で私立大学等経常費補助金相談会・説明会を開催いたします。

詳細は、5月19日付け「令和7年度私立大学等経常費補助金相談会・説明会の実施について（ご案内）」にて電子窓口に掲載していますので、ご確認ください。

札幌	相談会	8月7日
	説明会	8月7日
仙台	相談会	8月21・22日
	説明会	8月22日
東京	相談会	7月23～25日
	説明会	7月24・25日
大阪	相談会	7月15～17日
	説明会	7月16・17日
福岡	相談会	7月10・11日
	説明会	7月10日

【助成部 補助金課】

☎03(3230)7295・7296
Eメール hojokin@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

私学事業団では、全国16か所の宿泊施設を運営しております。
詳しくはホームページを確認してください。



GP 東京カーテンパレス

〒113-0034 東京都文京区湯島1-7-5 ☎03(3813)6211(代表)
JR・東京メトロ丸ノ内線「御茶ノ水」駅から徒歩5分。東京メトロ千代田線
「新御茶ノ水」駅(B1出口)から徒歩5分 <https://www.hotelgp-tokyo.com/>

東京たびストーリー「プレミアム会席」 *旅Story*

創業昭和3年の和食堂「つきじ 植むら 梅里」で旬の食材による
彩り豊かな会席料理をご堪能ください。

14:00チェックイン／12:00チェックアウトの特典付きです。

1泊2食(2名1室／1名様)

スペリアツインルーム

16,700円～19,200円

取扱期間:通年(年末年始を除きます)



プレミアム会席 (夕食イメージ)

金沢 兼六荘

〒920-0918 金沢市尾山町6-40 ☎076(232)1239
JR「金沢」駅兼六園口(東口)から北鉄バスで「南町・尾山神社」下車、徒歩3分

料亭「加賀料理 秋月」で味わう「花の膳プラン」

夕食はひがし茶屋街からほど近い、料亭「加賀料理 秋月」で
金沢の四季折々の食材を使用したお料理をお楽しみください。

1泊2食(2名1室／1名様)

18,300円～

取扱期間:令和8年3月31日まで(火曜日を除きます)

・食事開始は18:00からです。

・「加賀料理 秋月」への往復送迎あり。兼六荘出発17:00(1便、相乗り)

・飲み物は現地にて精算をお願いします。

・朝食は兼六荘にてバイキング(もしくは和定食)スタイルで用意します。



花の膳 (夕食イメージ)

融資事業のご案内

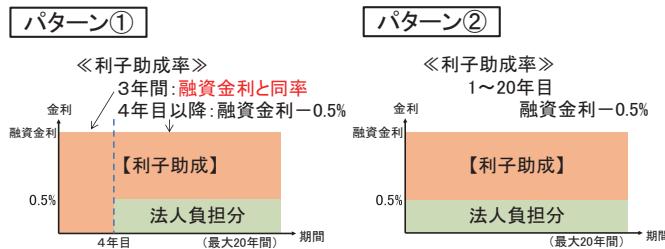
詳しくは私学事業団ホームページをご覧ください。
https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

旧耐震基準で建設された校舎・園舎の建て替え事業（耐震改修）や、防災（耐震）機能強化の補助金対象となつた改修事業（耐震改修）や指定避難所施設等の整備事業に、私学事業団の融資をご利用いただくと、一定の要件を満たした場合、**国^の利子助成**が受けられます。

利子助成は二つのパターンがあります。

[イメージ図]



※事業を行う学校の種類や事業内容等により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。

※融資金利が0.5%以下の場合、パターン①の4年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。

※利子助成率の上限は大学等2.1%、高校・幼稚園等1.6%、専門学校・各種学校は0.5%です。

耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

■ 主な事業と融資金利 (令和7年5月現在)

主な事業内容	返済期間 (据置年数含む)			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校(園)舎などの建築・用地取得	2.50	2.00	1.40	1.30
寄宿舎などの建築・用地取得	2.60	2.10	1.50	—
園バスや備品などの購入	—	—	1.40	(5.5年以内) 1.10

※返済期間が30年以内(21年以上)の融資は、原則として融資契約額が10億円以上の場合にご利用いただけます。

※金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部融資課 ☎03(3230)7862・7863、7866～7868

Eメール yushi@shigaku.go.jp